

# 双葉富士見町内会会則

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 町内会は、会員相互の理解を深め親睦を図り、文化の向上に努めると共に環境保全と地域住民の福祉の増進を図ることを目的とする。

### (名 称)

第2条 町内会は、双葉富士見町内会（以下「町内会」という。）と称す。

### (事務所の所在地)

第3条 町内会の事務所は、会長宅に置く。

### (事 業)

第4条 町内会は、第1条の目的を達成する為、次の事業を行う。

- (1) 市行政に関する事
- (2) 褒賞委員会運営に関する事
- (3) 住民の要望に関する事
- (4) 環境衛生に関する事
- (5) 消防、防災に関する事
- (6) 文化、福利厚生、体育に関する事
- (7) 防犯に関する事
- (8) 青少年の育成に関する事
- (9) 部の育成に関する事
- (10) 班長会運営に関する事
- (11) 印刷物発行に関する事
- (12) その他、目的達成に必要な事業に関する事

## 第2章 会 員

### (町内会の構成)

第5条 町内に居住する者で構成する。

- 2 町内会に加入する場合は、別に定める申込書に記入し会長に届ける。
- 3 町内会を脱会する場合は、別に定める脱会届出書に記入し会長に届ける。
- 4 町内会に法人事業所及び施設等があり、又は特別な事情がある世帯で、特別会員として加入する場合は、申請により三役会の承認を得て加入することができる。

### (義 務)

第6条 町内会は、運営上必要と認めた各種の委嘱はこれを極力受諾するものとする。

## 第3章 役 員

### (役 員)

第7条 町内会に次の役員を置く。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 若干名

- 3 会計 1名
- 4 会計監査 2名
- 5 部長 若干名
- 6 委員（町内推薦） 若干名
- 7 班長会長 1名
- 8 必要に応じ名誉会長を置くことができる。

（役員の任務）

第8条 町内会役員の任務は次のとおりとする。

- 1 会長は、町内会の会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はあらかじめ指名した者が、その会務を代行する。
- 3 会計は、町内会の会務並びに会計事務を掌る。
- 4 会計監査は、町内会の会務並びに会計監査を行い、その結果を三役会及び総会に報告する。
- 5 部長は、部の事業を統括する。
- 6 委員は、委員会に協力する。
- 7 班長会長は、会長の指示により、町内会の運営に協力し、会の決定事項その他を班長に周知徹底し班長の指導にあたる。
- 8 名誉会長は、町内会の役員とする。

（役員の任期と三役選出）

第9条 町内会役員の任期は、2年とする。ただし、班長会長及び副班長会長の任期は1年とし、いずれも再任を妨げない。

- 2 役員が都合により途中交替する場合は、三役の承認を得る。  
又、新任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 三役の選出は、三役経験者及び任期満了時の各部長が推薦委員を兼ねる。

（副班長会長及び班長の任務）

第10条 副班長会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はその会務を代行する。

- 2 班長は、班長会長及び副班長会長の指示により町内会の運営に協力し、会の決定事項その他班員に周知徹底し班の指導にあたる。

（班長の任期）

第11条 班長の任期は1年を原則とし、班の自主性によるものとする。

但し、都合により途中交替の場合は、班長会の承認を得て代り前任者の残任期間とし、再任を妨げない。

（定期総会及び臨時総会）

第12条 総会は定期総会と臨時総会とし、会長が招集する。

- 2 定期総会は、年1回開催する。
- 3 臨時総会は、三役会又は役員会で必要と認められた時又は、会員の3分の2以上の要求があったときは、30日以内に招集する。

（総会の議決事項）

第13条 総会は、次の事項を審議決定する。

- ( 1 ) 事業報告及び事業計画
- ( 2 ) 予算及び決算
- ( 3 ) 会則の変更及び廃止
- ( 4 ) 役員の承認
- ( 5 ) その他重要な事項

( 総会の成立及び議決 )

第 14 条 総会は、会員の過半数以上が出席しなければ開催できない。

ただし、委任状をもって出席に変えることができる。

2 会議の議決は、出席者の過半数をもって決定し可否同数の場合は議長がこれを決める。

( 会 議 )

第 15 条 町内会の会議は次のとおりとする。

- ( 1 ) 三役会は、会長が必要と認めた時に招集する。
- ( 2 ) 役員会は、会長が必要と認めた時に招集する。
- ( 3 ) 班長会は、班長会長が必要と認めた時に招集する。
- ( 4 ) 特別委員会は、会長が必要と認めた時又は三役会で必要と認めた時に招集する。
- ( 5 ) 拡大会議は、会長が必要と認めた時に招集する。
- ( 6 ) 会議の議長は会長とする。但し、総会及び臨時総会の議長は席上選出するものとする。

( 定足数 )

第 16 条 町内会の定足数は次のとおりとする。

- ( 1 ) 会議は総て過半数以上の出席がなければ開催できない。
  - ( 2 ) 緊急を要する時、又は特別な事態発生の際は三役会を経て役員会に報告し、総会に替えることができる。
- ただし、事業の内容及び、その結果について定期総会及び臨時総会に、詳細に報告することとする。

## 第 4 章 会 計

( 経 費 )

第 17 条 町内会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってあてる。

( 会 費 )

第 18 条 会費は、一世帯当たり月額 300 円とする。

2 納入した会費の返金はできるものとする。

3 特別会員の会費は年額とする。

( 会計年度 )

第 19 条 町内会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

( 委 任 )

第 20 条 町内会会則の運営に関し必要な事項は細則で、役員会が別に定める。

附 則

- ( 1 ) 本会会則は昭和 47 年 4 月 1 日より改訂し施行する。
- ( 2 ) 本会会則は昭和 57 年 4 月 1 日より改訂し施行する。

- ( 3 ) 町内会会則は平成 4 年 5 月 1 日より改訂し施行する。
- ( 4 ) 町内会会則は平成 7 年 5 月 1 日より改訂し施行する。
- ( 5 ) 町内会会則は平成 12 年 5 月 1 日より改訂し施行する。
- ( 6 ) 町内会会則は平成 15 年 5 月 1 日より改訂し施行する。
- ( 7 ) 町内会会則は平成 17 年 4 月 2 日より改訂し施行する。
- ( 8 ) 町内会会則は平成 19 年 4 月 1 日より改訂し施行する。
- ( 9 ) 町内会会則は平成 21 年 4 月 1 日より改訂し施行する。